

群馬県スポーツ協会会長賞表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、群馬県スポーツ協会会長賞に関し、必要な事項を定め、スポーツの振興と発展に貢献した個人・団体の功績を讃えることにより、競技力の向上とスポーツの振興及び郷土意識の高揚に資することを目的とする。

(表彰の区分)

第2条 群馬県スポーツ協会会長賞は、次に掲げる四賞（以下「スポーツ四賞」という。）とする。ただし、この他に特別功労者賞及び特別賞を設けることができる。

- (1) スポーツ功労者賞（競技スポーツ・生涯スポーツ）
- (2) 最優秀選手及び最優秀指導者賞
- (3) 優秀選手賞
- (4) ジュニアスポーツ奨励賞

(表彰者)

第3条 表彰は、公益財団法人群馬県スポーツ協会会長（以下「会長」という。）が行う。

(具申方法)

第4条 関係団体は、表彰に該当する者がいるときは、毎年12月末日までに、具申書に関係書類を添えて、会長あてに具申するものとする。

(受賞者の決定)

第5条 スポーツ四賞の受賞者については、関係団体からの具申を総務委員会において審査し、理事会の承認を得て、会長が決定する。

2 特別功労者賞及び特別賞の受賞者については、総務委員会で推薦し理事会の承認を得て会長が決定する。

(表彰期日)

第6条 表彰は、毎年1回行う。（ただし、特別功労者賞及び特別賞は除く。）

(表彰方法)

第7条 表彰は、表彰状と記念品を授与して行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成10年11月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年8月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年8月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月5日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、財団法人群馬県スポーツ協会の設立の登記の日（平成23年10月3日）から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月31日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人群馬県スポーツ協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。